

薬学教育協議会

臨床における実務実習に関するガイドライン

～薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）対応～

臨床における実務実習に関するガイドラインの改訂 と今後の実務実習への期待

厚生労働省 医薬局総務課
国際医薬審査情報分析官 井上隆弘

平成の30年間の変化（薬剤師・薬局の位置づけ）

1992年(H4)

- 6月 第二次医療法改正（法案成立）
➤ 薬剤師が医療の担い手として明記

2004年(H16)

- 薬学教育6年制に関する法律 成立
5月 学校教育法の一部を改正する法律 成立
6月 薬剤師法の一部を改正する法律 成立

2006年(H18)

- 4月 薬学教育6年制 の学生が入学

- 6月 第五次医療法改正（法案成立） ※薬事法改正・薬剤師法改正も
➤ 薬局を医療提供施設に位置づけ（2007(H19)年4月施行）
➤ 医療計画の見直し（医療提供体制における薬局の役割）
➤ 医療安全の確保（薬局・医療機関における医薬品安全管理体制）
➤ 医療機能／薬局機能情報提供制度（住民への情報提供）
➤ 医療従事者の質の向上（薬剤師の再教育等）

2010年(H22)

- 3月 「チーム医療の推進について」（チーム医療の推進に関する検討会報告書）の公表
4月 「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」（厚生労働省医政局通知）

⇒臨床実践能力を持つ薬剤師の養成

⇒地域医療に貢献する薬局薬剤師、病棟などでチーム医療に参加する病院薬剤師

平成の30年間の変化（医薬分業に関する議論等）

2015年(H27)

3月 規制改革会議 公開ディスカッション(医薬分業のあり方)

10月 「患者のための薬局ビジョン」の策定

2016年(H28)

4月 調剤報酬改定(かかりつけ薬剤師指導料の新設等)

10月 健康サポート薬局の届出開始

2018年(H30)

4月 調剤報酬改定(地域支援体制加算の新設等)

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における制度改正の議論

4月 制度改正に向けた検討開始

12月 「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」がまとまる

2019年
(H31~R元)

3月 薬機法等の改正法案を通常国会に提出
(令和元年11月 臨時国会において法案成立、12月 改正法公布)

- 認定薬局制度の導入
- 服薬状況のフォローアップ義務化 等

⇒かかりつけ薬剤師・薬局の推進、対人業務(患者のための業務)の充実

⇒地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の一翼を担う役割を期待、多職種連携

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～対物業務から対人業務へ～

患者中心の業務

患者中心の業務

薬中心の業務

- ・ 処方箋受取・保管
- ・ 調製(秤量、混合、分割)
- ・ 薬袋の作成
- ・ 報酬算定
- ・ 薬剤監査・交付
- ・ 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、検査値や疾患名等の患者情報を共有
- 医薬品の安全性情報等の最新情報の収集

- ・ 処方内容チェック
(重複投薬、飲み合わせ)
- ・ 医師への疑義照会
- ・ 丁寧な服薬指導
- ・ 在宅訪問での薬学管理
- ・ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ・ 処方提案
- ・ 残薬解消

薬中心の業務

専門性+コミュニケーション
能力の向上

令和における変化（地域包括ケアの推進、医療DX）

2020年(R2)

4月 オンライン診療、オンライン服薬指導のコロナ特例開始
→その後ルールの恒久化へ

2021年(R3)

6月 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」とりまとめ
薬剤師の需給推計、今後の薬剤師のあるべき姿について提言

2022年(R4)

7月 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめ
地域の医療職種としての薬剤師に期待される役割、技術の進展等も踏まえ、今後の薬局薬剤師の業務及び薬局の機能のあり方並びにそれを実現するための方策(アクションプラン)を提示(調剤の外部委託、薬局薬剤師DX)

2023年(R5)

2月 医薬品の販売制度に関する検討会

3月 第8次医療計画の基本方針、作成指針等の改正
薬剤師の確保、在宅医療における高度な薬学管理が可能な薬局の整備
災害薬事コーディネーター等について記載

6月 薬剤師偏在指標算出、確保ガイドライン策定

⇒地域における医療提供体制の強化(多職種連携、同職種連携)

⇒遠隔、オンライン等をはじめとしたデジタル技術の活用

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（抜粋） （令和3年6月30日）

3. まとめ（提言）（1）薬剤師の養成等 ②薬学教育（カリキュラム）

- 薬剤師が目指す姿については、薬剤師が従事先で意識を持って取り組むほか、**教育課程**において**学生が今後の薬剤師に求められることを能動的に学修できる力を身につける**ようにすることが重要である。（以下略）
- 実務実習については、現在の改訂モデル・コアカリキュラムで参加・体験型の実習を充実させており、病院と薬局が連携して代表的な8疾患を中心に広く疾患を学んでいる。**実務実習に関しては、実習内容と質の充実**（多職種連携を学ぶ取組、地方に所在する施設や機能・規模が異なる施設での実施など）や**実施期間**（全体の実習期間、病院と薬局のそれぞれの実施期間など）に関する指摘があった。今後の実務実習に関しても、モデル・コアカリキュラムの見直しの中で、**現在の実務実習の実施状況の検証を行いながら**、医学教育における臨床実習や諸外国における取組なども参考にしつつ、**臨床での実習の充実に向けて検討すべき**である。

薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）

未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成

【改訂の基本方針】

1. 大きく変貌する社会で活躍できる薬剤師を想定した教育内容

人口構造の変化等の社会構造の変化、多職種連携、対物業務を効率化、対人業務を充実

2. 生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を提示した新たなモデル・コア・カリキュラムの展開

学修成果基盤型教育の新展開

3. 各大学の責任あるカリキュラム運用のための自由度の向上

平成25年度改訂版で網羅的に記載されていた一般目標及び到達目標（GIO-SBOs）を概念化した学修目標に改正

4. 臨床薬学という教育体制の構築

大学と医療現場が連携して教育を行う「臨床薬学」という教育体制の構築

5. 課題の発見と解決を科学的に探求する人材育成の視点

6. 医学・歯学教育のモデル・コア・カリキュラムとの一部共通化

多職種連携の推進の観点から、医学・歯学・薬学の各教育モデル・コア・カリキュラムの共通化の検討

今後の実務実習への期待

薬剤師・薬局を取り巻く環境や医療関係者・患者や生活者から求められる役割は大きく変化する中、

- 病院・薬局を問わず、医療現場では、チーム医療や多職種連携の観点から、多くの職種との協働が求められる。
- 薬学の視点を「チーム医療」に反映するための臨床能力を有する実践者の育成を目指し、卒前の段階から、これを意識した教育・実務実習をお願いしたい。

ご清聴ありがとうございました